

政令第十七号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の三及び第一号の六中「第二号フからモまで」を「第二号(32)から(85)まで」に改める。

別表第二の三第二号を次のように改める。

二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前二号に掲げる貨物を除く。）

- (1) 集積回路、アナログデジタル変換器、マイクロ波用機器及びミリ波用機器の部分品、弾性波を利用する信号処理装置及びその部分品、一次セル、二次セル、太陽電池セル、超電導電磁石、超電導材料を用いた装置並びに放電管

- (2) 電子式の試験装置、アナログ方式又はデジタル方式の記録装置並びにオシロスコープ及びその部分品

- (3) 周波数変換器、質量分析計、フラッシュ放電型のエックス線装置及びその附属装置並びにこれらの部分品、パルス増幅器、信号発生器、遅延時間測定装置、クロマトグラフ並びに分光計
- (4) 半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組立品の製造用の装置並びにこれらの部分品及び附属品
- (5) 半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組立品の試験装置及び検査装置並びにこれらの部分品及び附属品
- (6) レジスト
- (7) 電子計算機及びその附属装置並びにこれらの部分品
- (8) 通信装置並びにその部分品及び附属品
- (9) (8)に掲げる貨物の試験装置
- (10) 通信装置用の光ファイバーの材料となる物質
- (11) 暗号装置及びその部分品
- (12) 音波を利用した水中探知装置及び船舶用の位置決定装置並びにこれらの部分品

- (13) 光検出器及びその部分品並びに光検出器を用いた装置
- (14) 電子式のカメラ及びその部分品
- (15) 光学フィルター並びにふっ化物のファイバーケーブル及びその部分品
- (16) レーザー発振器
- (17) 磁力計及びその部分品
- (18) 重力計
- (19) レーダー及びその部分品
- (20) 信号処理装置（弾性波を利用するものを除く。）
- (21) (16)に掲げる貨物及びその部分品の試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品
- (22) 光検出器用の光ファイバー及び光検出器の材料となる物質
- (23) ふっ化物及びこれを用いて製造した光ファイバーのプリフォーム
- (24) 慣性航法装置、方向探知機及びアビオニクス装置並びにこれらの部分品

- (25) 航法装置及びアビオニクス装置の試験装置、検査装置及び製造用の装置
- (26) 船舶、水中用の観測装置その他の水中における活動用の装置及び潜水用具並びにこれらの部分品及び附属品
- (27) ディーゼルエンジン並びにトラクター並びにその部分品及び附属品
- (28) 航空機及びガスタービンエンジン並びにこれらの部分品
- (29) 落下傘（可導式落下傘及びパラグライダーを含む。）並びにその部分品及び附属装置
- (30) 振動試験装置及びその部分品
- (31) ガスタービンエンジンの部分品の測定装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの附属品
- (32) 石油精製用の装置及び触媒
- (33) 量子計算機その他の量子の特性を利用した装置及びその附属装置並びにこれらの部分品
- (34) 電子顕微鏡、原子間力顕微鏡その他の顕微鏡及びこれらの顕微鏡とともに使用するように設計した装置
- (35) 積層造形用の装置並びにこれに用いられる粉末状の金属及び金属合金

- (36) 有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスタ及び有機太陽電池の製造用の装置
- (37) 微小な電気機械システムの製造用の装置
- (38) 水素（太陽光、風力その他の再生可能エネルギーを利用して製造するものに限る。）を原料とする燃料及び変換効率の高い太陽電池の製造用の装置
- (39) 真空ポンプ及び真空計
- (40) 極低温用に設計した冷却装置及びその附属装置並びにこれらの部分品
- (41) 集積回路から蓋及び封止材料を除去するための装置
- (42) 量子収率の高い光検出器
- (43) 工作機械及びその部分品並びに工作機械用の数値制御装置
- (44) 電磁波による探知を困難にする機能を向上させる材料、ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金その他の先端的な材料
- (45) 導電性高分子、半導電性高分子及び電界発光の性質を有する高分子
- (46) 暴動又は騒乱の鎮圧用の放水砲を用いた装置並びにその部分品及び附属品

- (47) 警棒及びこれに類するもの並びにむち
- (48) 警察用のヘルメット及び盾並びにこれらの部分品
- (49) 手錠、拘束衣その他の拘束のための器具並びにその部分品及び附属品
- (50) 石油又は可燃性天然ガスの探査のための掘削に用いられる液体及び添加剤並びに高圧ポンプ装置として用いられる環状の磁石
- (51) 放射性物質を物理的に封じ込め、及び放射線を遮蔽するように設計した装置
- (52) 催涙剤、くしゃみ剤及び爆薬並びにてき弾その他の爆発物並びに軍用及び民生用の火工品並びにこれらの部分品
- (53) 指紋の採取に用いられる粉末、染料及びインク
- (54) 個人用の線量計及び鉱業その他の産業で使用される生命又は身体を防護するための装置並びにこれらの部分品
- (55) 放射線の探知、監視又は測定のための装置及び放射線写真用の装置
- (56) 電解槽、粒子加速器、電気業用に設計した自動制御装置、フロンガス又は冷却水を用いた冷却装置
- (57)

及び複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォームの製造用の装置

(58) 複合材料に用いられる繊維

(59) ワクチン、免疫毒素並びに軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子を含む医療製品及び診断用又は食品検査用のキット

(60) トリメチレントリニトロアミンその他のエネルギー源となる物質を含む市販の爆薬及び導爆線その他の火工品並びに気体の三ふっ化窒素

(61) 軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質を含む混合物及び軍用の化学製剤の原料となる物質を含む医療用、分析用、診断用又は食品検査用のキット

(62) ポリアリレーンエーテルケトン

(63) ニッケル及び銅の合金製の板、硬度が高い鋼製又は炭化タンゲステン製の玉軸受、りん酸トリブチル、硝酸、ふっ素並びにアルファ線源に用いられる物質

(64) 爆発物又は起爆装置の探知装置及びその部分品

- (65) 透視装置及びその部分品
- (66) 高速度で動作する軸受及び高温用若しくは低温用に設計し、又は磁気を用いた軸受
- (67) ステンレス鋼製その他の合金製の管、継手及び弁
- (68) 溶融した金属用の電磁ポンプ
- (69) 可搬型の発電機及びその部分品
- (70) ベローズ弁
- (71) 歯車の製造用又は仕上げ用の機械
- (72) 寸法の測定装置
- (73) センサーから送信された情報を即時に処理し、プログラム又はデータの作成又は変更を行うことができるロボット
- (74) (43)又は(71)から(73)までに掲げる貨物に使用するように設計した組立品、回路基板及び刃
- (75) アイソスタチックプレス
- (76) ベローズの製造用の装置

- (77) レーザー溶接機、アーク溶接機及び電子ビーム溶接機
- (78) ニッケル及び銅の合金製の装置
- (79) 大型のボーリング機械及び鋳業で使用される大型の土木機械
- (80) ニッケル又はアルミニウムによる電気メッキ用の装置
- (81) 電動機とともに使用するよう設計した産業用のポンプ
- (82) 高真空で使用するように設計した管、継手、弁、ガスケットその他の装置
- (83) 絞りスピニング加工機及びしごきスピニング加工機
- (84) 遠心力式釣合い試験機
- (85) オーステナイト系ステンレス鋼製の板、弁、管及びタンクその他の容器

附 則

この政令は、令和五年二月三日から施行する。

理由

国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシアを仕向地とする暴動又は騒乱の鎮圧用の放水砲を用いた装置等の輸出について承認を要することとする必要があるからである。